

第106期 定時株主総会招集ご通知

別冊

株主総会参考書類

第106期定時株主総会第2号議案

「株式会社長崎銀行および西日本信用保証株式会社
との株式移転計画承認の件」

株式会社西日本シティ銀行

証券コード：8327

第2号議案 株式会社長崎銀行および西日本信用保証株式会社との株式移転計画承認の件

当行、株式会社長崎銀行（以下、「長崎銀行」といいます。）および西日本信用保証株式会社（以下、「西日本信用保証」といい、3社を総称して「当事会社3社」といいます。）は、株式移転の方式により平成28年10月3日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって当事会社3社の完全親会社となる「株式会社西日本フィナンシャルホールディングス」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）について合意し、平成28年5月10日開催の当事会社3社の取締役会において決議の上、同日付で、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いいたしたいと存じます。

株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

当行は、これまで、特長あるグループ各社の機能強化や組織再編に取り組み、グループ総合金融力の強化を図ってまいりました。その結果、グループ各社の業況は順調に拡大しております。

一方、当行グループを取り巻く経営環境は、新興国の景気減速等を背景として経済は不透明さを増しており、また、人口減少やICTの発展といった社会環境の変化、お客さまの価値観・ライフスタイルの多様化、金融緩和政策や銀行法等改正による規制緩和といった政策動向などにより、想定を上回るスピードで大きく変化し続けております。

このような状況を踏まえ、各社の特長・強みの発揮に向けてグループの連携を一層強化し、将来の様々な環境変化やリスクに適切に対応するために、持株会社体制へ移行し新たなグループ経営管理態勢を構築することといたしました。

これからも、地域に根ざす総合金融グループとして、本持株会社体制のもとでグループ総合金融力を一段と進化させ、「地域経済へのさらなる貢献」と「グループ企業価値の最大化」を目指す所存であります。

持株会社体制においては、「私たちは、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力No.1の地域金融グループを目指します。」とのグループ経営理念を掲げ、以下のグループ経営戦略に取り組んでまいります。

- ① お客さま・地域の期待を超えた総合金融サービスの展開（「マトリックス・マネジメント」の実現）
お客さまを起点に、持株会社が司令塔となってグループ全体を見渡した戦略策定を行い、お客さまの期待を超えた最高品質の商品・サービスを提供してまいります。
また、グループの金融機能とネットワークを最大限活かし、地域産業の育成支援・地域振興への能動的関与等により、地域活性化に積極的に貢献してまいります。
- ② グループ経営管理態勢とリスク管理態勢の高度化（「モニタリング・モデル」の実現）
持株会社がグループ各社の事業執行状況を継続的にモニタリングし、環境変化等に適応する戦略的なグループ経営を展開してまいります。
また、持株会社がグループ各社のリスク情報を一元的に管理し、フォワードルッキングかつ適切なグループリスク管理に取り組んでまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社西日本シティ銀行（以下「甲」という。）、株式会社長崎銀行（以下「乙」という。）及び西日本信用保証株式会社（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲、乙及び丙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙及び丙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲、乙及び丙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

- (2) 商号
新会社の商号は、「株式会社西日本フィナンシャルホールディングス」とし、英文では「Nishi-Nippon Financial Holdings, Inc.」と表示する。
- (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は福岡市とし、本店の所在場所は福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号とする。
- (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、300,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。
- | | | | |
|-----|-----|---|---|
| 取締役 | 久保田 | 勇 | 夫 |
| 取締役 | 谷川 | 浩 | 道 |
| 取締役 | 磯山 | 誠 | 二 |
| 取締役 | 川本 | 惣 | 一 |
| 取締役 | 高田 | 聖 | 大 |
| 取締役 | 入江 | 浩 | 幸 |
| 取締役 | 廣田 | 眞 | 弥 |
| 取締役 | 村上 | 英 | 之 |
| 取締役 | 竹尾 | 祐 | 幸 |
2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
- | | | |
|-------|----|-------------------|
| 取締役 | 池田 | 勝 |
| 社外取締役 | 田中 | 優次 |
| 社外取締役 | 奥村 | 洋彦 |
| 社外取締役 | 高橋 | 伸子 |
| 補欠取締役 | 井野 | 誠司（取締役池田勝の補欠の取締役） |
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
新日本有限責任監査法人

第 4 条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲、乙及び丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲、乙及び丙の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する甲、乙及び丙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している普通株式数の合計に0.2を乗じた数、(ii) 乙が基準時に発行している普通株式数の合計に0.006を乗じた数、及び (iii) 丙が基準時に発行している普通株式数の合計に18,000を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲、乙及び丙の普通株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の普通株主に対しては、その所有する甲の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式0.2株
 - (2) 乙の普通株主に対しては、その所有する乙の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式0.006株
 - (3) 丙の普通株主に対しては、その所有する丙の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式18,000株
3. 前 2 項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第 5 条 (新会社の資本金及び準備金の額)

新会社設立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 資本金の額 | 50,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 12,500,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

第 6 条 (新会社の成立日)

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「新会社成立日」という。）は、平成28年10月3日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙及び丙にて協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成28年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成28年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 丙は、平成28年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
4. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙及び丙にて協議の上、合意により前三項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所への上場を予定するものとし、甲、乙及び丙にて協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、①平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり3.5円を限度として、②平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり2.5円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり0.1円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

3. 丙は、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された丙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり275,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲、乙及び丙は、前三項に定める場合を除き、本計画作成後新会社成立日までの間、新会社成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲、乙及び丙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の消却）

甲、乙及び丙は、新会社成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

甲、乙及び丙は、本計画作成後新会社成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲、乙及び丙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲、乙又は丙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許可（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲、乙又は丙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲、乙及び丙は協議の上、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条 (協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲、乙及び丙が別途協議し、合意の上定める。

(以下余白)

本計画の作成を証するため、本書3通を作成し、各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社西日本シティ銀行
代表取締役 谷川 浩道 ㊟

乙：長崎県長崎市栄町3番14号
株式会社長崎銀行
代表取締役 山本 一雄 ㊟

丙：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
西日本信用保証株式会社
代表取締役 川上 知昭 ㊟

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスと称し、英文ではNishi-Nippon Financial Holdings, Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、西日本新聞と日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(開 催 地)

第14条 株主総会は、福岡市で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、20名以内とする。

2. 取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選 任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議の効力は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長、取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該会日までの期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(役付取締役および代表取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちより、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2. 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。

(取締役への委任)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任限定契約)

第30条 会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集権者)

第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集手続)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該会日までの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（第41条2項において、かかる配当により支払われる金銭を「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（第41条2項において、かかる配当により支払われる金銭を「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金に対しては利息を付さない。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第38条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立日から平成29年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬)

第 2 条 第28条の規定にかかわらず、当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は月額25百万円以内とする。

2. 第28条の規定にかかわらず、当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は月額8百万円以内とする。

(附則の削除)

第 3 条 本附則は、当会社の設立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削るものとする。

以 上

3. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

- (1) 共同持株会社が本株式移転に際して当事会社3社の株主に対して交付する共同持株会社の株式および共同持株会社の株式の割当てに関する事項

当事会社3社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、当事会社3社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	共同持株会社	当行	長崎銀行	西日本信用保証
株式移転比率	1	0.2	0.006	18,000

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.2株を、長崎銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.006株を、西日本信用保証の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式18,000株をそれぞれ割当交付いたします。

現行の当行の1株あたりの株価水準などを踏まえ、投資単位を引き下げることにより個人投資家層の拡大および株式の流動性の向上を図るなどを勘案し、株主の皆様が所有する当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.2株を割当交付することといたしました。

本株式移転により、当事会社3社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、株式移転計画作成後共同持株会社設立日までの間において、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合または重大な影響を与える事由があることが判明した場合等には、当事会社3社協議のうえ、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：180,633,801株

上記は、当行の平成28年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（796,732,552株）、長崎銀行の平成28年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（935,534,209株）および西日本信用保証の平成28年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（1,000株）を前提として算出しております。ただし、共同持株会社が当事会社3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、当行が保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の平成28年3月31日時点における自己株式数（11,629,569株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当事会社3社の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当事会社3社の平成28年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、共同持株会社の単元（100株）未満株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当事会社3社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 本株式移転に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当事会社3社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。

③ 当行に割り当てられる共同持株会社の株式の取扱い

本株式移転に際し、当行が保有する長崎銀行の株式（平成28年3月31日現在935,534,209株）および西日本信用保証の株式（平成28年3月31日現在1,000株）に対して割り当てられる共同持株会社の株式については、本株式移転の効力発生日以降、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。なお、当該処分の方法については、確定次第お知らせいたします。

④ 割当ての内容の根拠および理由

当行は、下記⑦「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他本株式移転の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から平成28年5月9日付で受領した株式移転比率算定書およびリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討を重ねました。その結果、当行は、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断いたしました。

⑤ 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称並びに当事会社3社との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるみずほ証券は、当事会社3社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

当行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当事会社3社から独立した第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

みずほ証券は、当事会社3社の株式移転比率について、当行については、東京証券取引所市場第一部および福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、長崎銀行および西日本信用保証については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

下記の株式移転比率は、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を0.2株割り当てる場合に、長崎銀行および西日本信用保証の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法		株式移転比率の算定レンジ	
当行	長崎銀行および西日本信用保証	長崎銀行	西日本信用保証
市場株価法	類似会社比較法	0.0045 ~ 0.0057	13,710 ~ 19,501
	DDM法	0.0034 ~ 0.0065	9,980 ~ 18,638

なお、市場株価法では、平成28年5月9日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値および基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、当事会社3社から提供を受けた情報および公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当事会社3社およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価も含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、平成28年5月9日までの情報および経済条件を反映したものであり、また、長崎銀行および西日本信用保証の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、長崎銀行および西日本信用保証の経営陣により、現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる長崎銀行の将来の利益計画においては、平成28年3月期に発生した繰延税金資産の積み増しに伴う一過性の収益がなくなることなどを理由として、平成29年3月期に大幅な減益が見込まれます。一方、西日本信用保証の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

⑥ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

当事会社3社は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所および福岡証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成28年10月3日を予定しております。

また、当行は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成28年9月28日に東京証券取引所および福岡証券取引所において上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則により決定されます。

⑦ 公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、当事会社3社から独立した第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。

なお、当行はみずほ証券より、株式移転比率が当行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の公正性および適正性を担保するために、当事会社3社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程およびその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言を受けております。

⑧ 利益相反を回避するための措置

長崎銀行および西日本信用保証は当行の完全子会社であることから、当事会社3社による本株式移転は、利益相反構造を有する取引には該当しないものと認識しておりますが、可能な限り利益相反を回避する観点から、長崎銀行の取締役会においては、当行の取締役を兼任する村上英之氏が、西日本信用保証の取締役会においては、当行の代表取締役副頭取を兼任する礒山誠二氏および川本惣一氏が、本株式移転に関する審議および決議には参加していません。

- (2) 共同持株会社の資本金および準備金の額に関する事項
当事会社3社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金および準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 資本金の額 | 50,000,000,000円 |
| ② 資本準備金の額 | 12,500,000,000円 |
| ③ 利益準備金の額 | 0円 |

これらの資本金および準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当事会社3社が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 会社法第773条第1項第9号および第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 長崎銀行および西日本信用保証に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

長崎銀行および西日本信用保証の平成28年3月期に係る計算書類等の内容は、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行のウェブサイト (<http://www.ncbank.co.jp>) に掲載しております。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項（取締役となる者の氏名、生年月日、略歴その他取締役となる者についての事項）

共同持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 割当てられる共同持株会社の株式の数
<p>くぼた いさ お 久保田 勇夫 (昭和17年12月6日生)</p>	<p>昭和41年4月 大蔵省入省 平成7年6月 大蔵省関税局長 平成9年7月 国土庁長官官房長 平成11年7月 国土事務次官 平成12年9月 都市基盤整備公団副総裁 平成14年7月 ローン・スター・ジャパン・ アクイジションズ・LLC会長 平成18年5月 株式会社西日本シティ銀行入行顧問 平成18年6月 同 取締役頭取（代表取締役） 平成26年6月 同 取締役会長（代表取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 福岡経済同友会代表幹事</p>	<p>(1) 10,000株 (2) 2,000株</p>
<p>たに がわ ひろ みち 谷川 浩道 (昭和28年7月17日生)</p>	<p>昭和51年4月 大蔵省入省 平成17年6月 財務省横浜税関長 平成20年7月 財務省大臣官房審議官 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫常務取締役 平成23年5月 株式会社西日本シティ銀行入行顧問 平成23年6月 同 取締役専務執行役員 平成24年6月 同 取締役専務執行役員（代表取締役） 平成25年5月 同 取締役専務執行役員（代表取締役） 北九州・山口代表 平成25年6月 同 取締役副頭取（代表取締役） 北九州・山口代表 平成26年5月 同 取締役副頭取（代表取締役） 平成26年6月 同 取締役頭取（代表取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 福岡経済同友会副代表幹事</p>	<p>(1) 19,000株 (2) 3,800株</p>

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式 の数 (2) 割当てられる共同持 株会社の株式の数
いそ やま せい じ 儀 山 誠 二 (昭和26年 6月22日生)	昭和50年 4月 株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成16年 6月 同 取締役福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長 平成16年10月 同 取締役福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成19年 5月 同 取締役福岡地区本部長 平成19年 6月 同 常務取締役福岡地区本部長 平成21年 6月 同 専務取締役福岡地区本部長 平成22年 6月 同 専務取締役（代表取締役） 地区本部統括、福岡地区本部長 平成23年 6月 同 取締役専務執行役員（代表取締役） 地区本部統括、福岡地区本部長 平成25年 5月 同 取締役専務執行役員（代表取締役） 地区本部統括 平成25年 6月 同 取締役副頭取（代表取締役） 地区本部統括 平成26年10月 同 取締役副頭取（代表取締役） 平成27年10月 同 取締役副頭取（代表取締役） グループ統括部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 福岡商工会議所会頭 株式会社プレナス取締役 監査等委員 コカ・コーラウエスト株式会社取締役 監査等委員	(1) 23,177株 (2) 4,635株

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式 の数 (2) 割当てられる共同持 株会社の株式の数
かわもと そういち 川本 惣一 (昭和32年9月19日生)	昭和55年4月 株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成20年6月 同 取締役北九州地区本部副本部長 兼北九州営業部長兼小倉支店長 平成22年5月 同 取締役北九州総本部長 平成22年6月 同 常務取締役北九州総本部長 平成23年6月 同 取締役常務執行役員北九州総本部長 平成24年6月 同 取締役専務執行役員北九州総本部長 平成26年5月 同 取締役専務執行役員北九州・山口代表 平成26年6月 同 取締役副頭取（代表取締役） 北九州・山口代表 平成26年10月 同 取締役副頭取（代表取締役） 北九州・山口代表、地区本部統括 平成28年5月 同 取締役副頭取（代表取締役） 北九州・山口代表、地区本部統括、 IT戦略部・事務統括部・営業企画部・ 営業推進部・リテール営業部・ ローン業務部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 第一交通産業株式会社取締役 大石産業株式会社監査役	(1) 6,300株 (2) 1,260株
たか た きよ た 高田 聖大 (昭和29年1月5日生)	昭和53年4月 株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成19年6月 同 取締役秘書部長 平成21年5月 同 取締役 平成22年6月 同 常務取締役 平成23年6月 同 取締役常務執行役員 平成24年6月 同 取締役専務執行役員 平成27年10月 同 取締役専務執行役員 広報文化部・秘書部・人事部・総務部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ピエトロ取締役	(1) 27,354株 (2) 5,470株

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式 の数 (2) 割当てられる共同持 株会社の株式の数
いり え ひろ ゆき 入江浩幸 (昭和32年11月11日生)	昭和56年 4月 株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成22年 6月 同 取締役福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成23年 6月 同 取締役常務執行役員福岡地区本部副本 部長兼本店営業部長兼福岡支店長 平成25年 5月 同 取締役常務執行役員 平成27年 6月 同 取締役専務執行役員 平成28年 5月 同 取締役専務執行役員 法人ソリューション部・地域振興部担当 現在に至る	(1) 19,000株 (2) 3,800株
ひろ た しん や 廣田眞弥 (昭和33年11月30日生)	昭和56年 4月 株式会社東京銀行 （現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成21年 5月 同 監査部業務監査室上席調査役 平成21年12月 株式会社西日本シティ銀行入行 国際営業部付部長 平成22年 5月 同 国際部長 平成23年 6月 同 執行役員国際部長 平成24年 6月 同 常務執行役員国際部長 平成25年 6月 同 取締役常務執行役員国際部長 平成26年 5月 同 取締役常務執行役員 市場証券部・資金証券部・国際部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) オーケー食品工業株式会社監査役	(1) 2,000株 (2) 400株
むら かみ ひで ゆき 村上英之 (昭和36年 3月14日生)	昭和58年 4月 株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成22年 6月 同 執行役員人事部長兼人材開発室長 平成24年 5月 同 執行役員総合企画部長 平成24年 6月 同 常務執行役員総合企画部長 平成26年 5月 同 常務執行役員 平成26年 6月 同 取締役常務執行役員 平成28年 5月 同 取締役常務執行役員東京本部長 監査部・総合企画部・経営管理部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 昭和鉄工株式会社監査役	(1) 15,000株 (2) 3,000株

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式 の数 (2) 割当てられる共同持 株会社の株式の数
たけ お ひろ ゆき 竹尾 祐 幸 (昭和33年 9 月19日生)	昭和58年 4 月 株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成22年 5 月 同 総務部長 平成23年12月 同 執行役員総務部長 平成25年 4 月 同 常務執行役員総務部長 平成25年 5 月 同 常務執行役員本店営業部長兼福岡支店長 平成28年 5 月 同 常務執行役員 融資統括部・融資部担当 現在に至る	(1) 11,551株 (2) 2,310株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、平成28年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 長崎銀行および西日本信用保証は、当行の完全子会社であり、所有する株式数の記載を省略しております。
3. 当行、長崎銀行、西日本信用保証および共同持株会社と取締役候補者との特別の利害関係について
- (1) 取締役候補者礪山誠二氏および川本惣一氏は、それぞれ当行の代表取締役と西日本信用保証の取締役を兼務しており、両社は同一の事業の部類に属する事業を行っております。当行は、西日本信用保証と預金取引および貸出金取引があります。また、西日本信用保証は、当行のローン債権の保証を行っております。
- (2) その他の取締役候補者と当行、長崎銀行および西日本信用保証の間には、特別の利害関係はありません。また、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
4. 取締役候補者の選任理由について
- (1) 久保田勇夫氏は、平成18年の頭取就任以降、合併に伴う諸問題の克服、公的資金の完済、地銀共同化システムへの移行を果たすとともに、強いリーダーシップのもとで当行グループの業績向上に寄与してきました。経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (2) 谷川浩道氏は、平成23年の取締役就任以降、監査部、経営管理部、総合企画部、北九州・山口代表等、当行の中核業務を担当してきました。現中期経営計画についても、策定委員会の委員長を務め、平成26年6月の頭取就任以降は、その実行を先頭に立って指揮してきました。経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (3) 礪山誠二氏は、平成16年の取締役就任以降、営業部門、総務部、グループ統括部、監査部を担当する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (4) 川本惣一氏は、平成20年の取締役就任以降、北九州・山口代表、営業部門を担当する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。

- (5) 高田聖大氏は、平成19年の取締役就任以降、広報、秘書、人事、監査、国際の各部門を担当する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (6) 入江浩幸氏は、平成22年の取締役就任以降、営業部門、地域振興部を担当する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (7) 廣田真弥氏は、平成25年の取締役就任以降、国際、市場、証券の各部門を担当する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (8) 村上英之氏は、平成26年の取締役就任以降、経営の企画・管理部門を担当する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (9) 竹尾祐幸氏は、平成22年5月より、総務部長に就任し、平成23年の執行役員就任以降、総務部長、本店営業部長を務める等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項（取締役となる者の氏名、生年月日、略歴その他取締役となる者についての事項）

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 割当てられる共同持株会社の株式の数
いけ だ まさる 池田 勝 (昭和34年2月8日生)	昭和56年4月 株式会社西日本相互銀行（西日本銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成21年6月 同 グループ統括部長 平成23年12月 同 執行役員グループ統括部長 平成26年1月 同 執行役員秘書部長 平成26年6月 同 常務執行役員秘書部長 平成28年5月 同 常務執行役員 秘書部担当 現在に至る	(1) 4,422株 (2) 884株

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式 の数 (2) 割当てられる共同持 株会社の株式の数
<p>た なか ゆう じ 田 中 優 次 (昭和23年 2月26日生)</p>	<p>昭和47年 4月 西部瓦斯株式会社入社 平成14年 6月 同 取締役 平成17年 6月 同 常務取締役 平成19年 6月 同 専務取締役 平成20年 4月 同 代表取締役社長 平成22年 6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 平成23年 6月 株式会社西日本シティ銀行監査役 現在に至る 平成25年 4月 西部瓦斯株式会社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 西部瓦斯株式会社代表取締役会長 広島ガス株式会社監査役 鳥越製粉株式会社取締役</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株</p>
<p>おく むら ひろ ひこ 奥 村 洋 彦 (昭和17年 3月 6日生)</p>	<p>昭和39年 4月 日本銀行入行 昭和47年 1月 株式会社野村総合研究所入社 平成元年 6月 同 取締役経済調査部長 平成3年 6月 同 研究理事 平成7年 7月 学習院大学経済学部教授 平成14年10月 学校法人学習院常務理事 平成17年 9月 同 常務理事退任 平成23年 6月 株式会社西日本シティ銀行監査役 現在に至る 平成24年 4月 学習院大学名誉教授 現在に至る (重要な兼職の状況) 学習院大学名誉教授</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株</p>

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 割当てられる共同持株会社の株式の数
たか はし のぶ こ 高橋 伸子 (昭和28年11月17日生)	昭和51年 4月 株式会社主婦の友社入社 昭和61年 4月 フリーの生活経済ジャーナリストとして 独立 現在に至る 平成21年 6月 株式会社日本政策金融公庫監査役 現在に至る 平成27年 3月 東燃ゼネラル石油株式会社監査役 現在に至る 平成27年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役 現在に至る 平成27年 6月 株式会社西日本シティ銀行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 生活経済ジャーナリスト 株式会社日本政策金融公庫監査役 東燃ゼネラル石油株式会社監査役 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役	(1) 5,000株 (2) 1,000株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、平成28年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 長崎銀行および西日本信用保証は、当行の完全子会社であり、所有する株式数の記載を省略しております。
3. 取締役候補者 田中優次氏が代表取締役会長である西部瓦斯株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。その他取締役候補者と当行、長崎銀行および西日本信用保証との間には、特別の利害関係はありません。また、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
4. 田中優次氏、奥村洋彦氏および高橋伸子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 田中優次氏、奥村洋彦氏および高橋伸子氏が社外取締役に選任された場合は、共同持株会社は、3氏を東京証券取引所および福岡証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者以外の取締役候補者の選任理由について
池田勝氏は、平成23年の執行役員就任以降、グループ統括部長、秘書部長を務める等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。
7. 社外取締役候補者の選任理由について
(1) 田中優次氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としております。
(2) 奥村洋彦氏は、学識者としての豊富な見識や専門の見地を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としております。

- (3) 高橋伸子氏は、長年にわたるジャーナリストおよび生活者としての視点並びに経済・金融に関する幅広い知見を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としております。
8. 池田勝氏、田中優次氏、奥村洋彦氏および高橋伸子氏が監査等委員である取締役になられた場合、共同持株会社は4氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。

9. 共同持株会社の監査等委員である取締役の補欠取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項（取締役となる者の氏名、生年月日、略歴その他取締役となる者についての事項）

共同持株会社の監査等委員である取締役の補欠取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 割当てられる共同持株会社の株式の数
井野誠司 (昭和35年10月26日生)	昭和59年4月 株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） （現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成21年5月 同 総合企画部副部長 平成23年5月 同 総合企画部長 平成24年5月 同 秘書部長 平成26年1月 同 執行役員経営管理部長 平成27年1月 同 常務執行役員経営管理部長 平成27年5月 同 常務執行役員 平成27年6月 同 監査役 現在に至る	(1) 12,063株 (2) 2,412株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、平成28年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 長崎銀行および西日本信用保証は、当行の完全子会社であり、所有する株式数の記載を省略しております。
3. 井野誠司氏と当行、長崎銀行および西日本信用保証との間には、特別の利害関係はありません。また、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
4. 監査等委員である取締役の補欠取締役候補者の選任理由について
井野誠司氏は、平成23年5月より、総合企画部長、秘書部長を歴任し、平成26年の執行役員就任以降、経営管理部門を担当、平成27年6月から監査役に就任する等、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。
5. 井野誠司氏は、監査等委員である取締役の池田勝氏の補欠取締役候補者としております。

10. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	新日本有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿革	昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人設立 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリー設立 平成13年7月 新日本監査法人に名称変更 平成20年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更
監査関与会社	4,145社（平成28年3月31日現在）
資本金	938百万円（平成28年3月31日現在）
構成人員	6,346名（平成28年3月31日現在）※非常勤を除く [内訳] 社員 公認会計士 631名 その他 23名 職員 公認会計士 2,831名 公認会計士試験合格者等 1,071名 その他 1,790名 合計 6,346名

- (注) 1. 新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、当行自身の監査に関する妥当性、同法人の業務改善計画の履行状況等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。
2. 当該候補者が受けた過去2年間の業務停止の内容について
- (1) 処分の対象
新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）
 - (2) 処分の内容
契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
 - (3) 処分理由
ア 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
イ 新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

11. 本議案の決議に関する事項その他の事項

本議案の決議につきましては、当事会社3社において、株式移転計画書第7条（株式移転計画承認株主総会）に定める株主総会における承認がなされ、かつ、法令に基づき関係当局等の認可等が得られることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、株式移転計画第12条（本計画の効力）または第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）に定める事項により、本株式移転計画の効力が失われた場合、または本株式移転を中止した場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

以 上